

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 中之条町

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	利子補給	勤労者住宅建設資金利子補給 制度	・建築又は購入資金を融資機関から借入れた場合	(1)町内に自己のために住宅を建築又は新築住宅を購入した勤労者 (2)総床面積280平方メートル以下の専用住宅	・12万円	・定額	—	借り入れ後	予算の範囲内	観光工商課	0279-26-7727(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/9/1428.html	
住宅の新築に関する融資等 (勤労者住宅資金等)	助成	定住促進対策住宅取得費補助 金	(1)居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの (2)建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認等及び関連規定に適合していること。	(1)取得した住宅に係る所有者(対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者の内から選任された代表者1人)であること。 (2)取得した住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。 (3)この要綱に基づく補助金を過去5年に受けていないこと。 (4)本事業完了日から5年以上定住すること。 (5)令和5年1月1日以降に取得した住宅であること。 (6)取得した住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例(平成24年中之条町条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (7)当該住宅取得について、町の条例、規則その他に定める補助金を受けていないこと。	・基本補助金 50万円(ただし、町内業者施工の場合、100万円) ・加算補助金 (1)子育て世帯加算 中学生以下の子ども1人につき10万円(最大4人まで) (2)若年層世帯加算 10万円		—	完了日の翌日から起算して90日以内 (完了日:取得した住宅への転居日、転入日又は登記の日のいずれか遅い日)	予算の範囲内	企画政策課	0279-75-8837(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/4/1495.html	建売住宅の購入についても、同様に助成する。
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	助成	重度身体障害者(児)住宅改修 補助事業	・新築を除く浴室・便所・玄関・台所及びその他町長が特に必要と認めた改修工事で、当該年度内に事業を開始し、完了する事業に対して補助する。 介護保険の居宅介護(支援)住宅改修費又は重度身体障害者等に対する日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付対象となる工事については、補助対象としない。ただし、介護保険又は日常生活用具の給付を受けた後、当該給付額を超える改修経費を要するときは、その超過額補助対象とすることができる。	(1) 町内に居住する者 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 (3) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号により、次のいずれかに該当する者 ① 下肢の障害者で1、2級の者 ② 体幹の障害者で1、2級の者 ③ 下肢及び体幹の重複障害者で1、2級の者 ④ 視覚の障害者で1級の者 ⑤ 上肢の障害者で1、2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者) (4) 当該年度の市町村民税所得割額16万円未満の世帯に属する者	50万円	・補助対象となる改修経費の5/6	—	工事着工前	—	住民福祉課	0279-75-8818(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/	
合併処理浄化槽設置費	助成	浄化槽設置整備事業補助金	・浄化槽の設置	対象者:中之条町の住民、又は年度内に中之条町の住民となる方 対象家屋:住宅、住宅兼店舗、住宅兼事務所(店・事務所・別荘等は対象外) 対象地域:町内全域(ただし、下水道等の集合処理区域は除く。) 主な区域は、伊参地区・六合地区・大岩・反下・駒岩・寺社平等 対象浄化槽:国土交通大臣が認定した浄化槽で、5~10人槽の浄化槽	○新設(浄化槽を新規に設置する場合) ・5人槽19.6万円 ・6~7人槽25.2万円 ・8~10人槽33.4万円 ○転換(「単独処理浄化槽」又は「くみ取り槽」を原則撤去し浄化槽を設置する場合) ・5人槽27.9万円 ・6~7人槽36万円 ・8~10人槽47.7万円 ○宅内配管費補助 転換により浄化槽を設置する場合宅内配管費を補助する。 ・単独浄化槽から転換の場合 上限30万円 ・汲み取り槽からの転換の場合 上限10万円	・定額	—	工事着工前	予算の範囲内	企業課	0279-75-8832(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/11/1445.html	
	助成	浄化槽エコ補助金	・浄化槽の設置 (単独浄化槽、又はくみ取り槽からの合併浄化槽への転換)	対象者:中之条町の住民、又は年度内に中之条町の住民となる方 対象:浄化槽設置整備事業補助金を使い浄化槽を設置した者で既設の単独浄化槽、又はくみ取り槽が現地確認でき、原則として撤去処分できること。	1基あたり10万円	・定額	—	工事終了後	予算の範囲内	企業課	0279-75-8832(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/11/1446.html	

太陽光発電設備設置費	助成	住宅用再生可能エネルギーシステム設置費補助金	(1)太陽光発電システム ①低圧配電線と逆潮流有りで連系していること。 ②太陽電池パネルの最大出力が10キロワット未満のもの。 ③未使用品であること。 (2)定置用リチウムイオン蓄電池システム ①一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)の定置用リン蓄電池システム チウムイオン蓄電池導入支援事業における補助対象機器であること。 ②蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。 ③常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 ④未使用品であること。 (3)ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) ①住居の電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」ができること。 ②ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ③ECHONET Liteによる空調・照明等を制御する機能を有していること。 ④常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。 ⑤未使用品であること。	(1)中之条町に住所を有する方。 (2)自らが所有し若しくは自ら居住する町内の住宅等にシステムを設置する方又はシステムが設置された新築住宅を購入する方。 (3)世帯全員が町税及び使用料等を完納していること。	(1)太陽光発電システム ・20万円 (2)定置用リチウムイオン蓄電池システム ・15万円 (3)HEMS ・2万円	(1)太陽光発電システム 1kwあたり 5万円 (2)定置用リチウムイオン蓄電池システム 1kwhあたり 3万円 (3)HEMS ・対象経費の1/10	—	電力受給開始後180日以内	予算の範囲内	企画政策課	0279-75-8837(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/4/1200.html
生ごみ処理機設置費	助成	生ごみ処理機器等購入補助金	・電動式等(手動式合)生ごみ処理機 ・コンポスト容器 ・ボカシ容器 ・枝葉破砕機の購入	・町内に住所を有し、居住している者	・2万円	・購入価格の1/2	—	購入後(要事前問合せ)	予算の範囲内	保健環境課	0279-75-8834(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/6/1235.html
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	・(社)群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者の派遣	(1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) (2)平屋建て又は2階建ての住宅 (3)在来軸組構法によって建てられた住宅	3万1,500円	・定額 (自己負担額1,000円)	—	事前申込	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修事業	・木造住宅耐震診断者派遣事業による耐震診断結果に基づく耐震改修工事であること	(1)昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が1/2以上) (2)平屋建て又は2階建ての住宅 (3)在来軸組構法によって建てられた住宅	・50万円	・1/3以内	—	事前申込	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/
転居費・住宅家賃	助成	結婚新生活支援補助金	[住居費] 物件購入費(新築、中古問わず)、リフォーム費、アパート等賃料、敷金、礼金、保証金、共益費、仲介手数料 [引越し費用] 引越し業者や運送業者への支払った費用	(1)令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯 (2)申請日時点における直近の夫婦の所得の合算が500万円未満である世帯。ただし次のア、イのいずれかに該当する場合は、それぞれの計算方法により算出して得た額が500万円未満である世帯。 ア 貸与型奨学金の返済を行っている場合は世帯所得から年間返済額を控除して得た金額 (3)夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下である世帯 (4)申請日時点において夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている世帯 (5)他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯 (6)過去にこの制度の補助を受けている者がいない世帯 (7)居住する全員が中之条町暴力団排除条例に規定する暴力団員ではない世帯 (8)世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。	・30万円を上限 ・夫婦共に29歳以下の場合60万円を上限	・定額	—	要事前相談	—	住民福祉課	0279-75-8825(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/5/1476.html
その他	助成	住宅リフォーム補助金	(1)工事金額が20万円以上(消費税を除く) (2)住宅の修繕・改築・増築等	(1)中之条町に住民登録を行っていること (2)世帯全員が町税及び使用料等を完納していること (3)他の住宅改修補助費の助成金等の交付を同時に受けないこと	・10万円(ただし、町内業者施工の場合、30万円)	・対象経費の2.5%(ただし、町内業者施工の場合、10%)	—	工事着工前	—	観光商工課	0279-26-7727(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/9/1198.html
その他	助成	定住促進対策住宅取得費補助金	(1)居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの (2)建築基準法(昭和25年法律第21号)に基づく建築確認等及び関連規定に適合していること。 (3)昭和56年6月1日以降に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合していることを証明できること(確認済証若しくは建築確認証明書があるもの又は耐震診断を受け、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅について、上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事を実施したことを証明できるものに限る。)	(1)取得した住宅に係る所有者(対象住宅の所有者が共有に係るものである場合は、当該共有者の内から選任された代表者1人)であること。 (2)取得した住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。 (3)この要綱に基づく補助金を過去5年に受けていないこと。 (4)本事業完了日から5年以上定住すること。 (5)令和5年1月1日以降に取得した住宅であること。 (6)取得した住宅に居住する全員が中之条町暴力団排除条例(平成24年中之条町条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (7)当該住宅取得について、町の条例、規則その他に定める補助金を受けていないこと。	・基本補助金 25万円 ・加算補助金 (1)子育て世帯加算 中学生以下の子ども1人につき10万円(最大4人まで) (2)若年層世帯加算 10万円	・取得価格の1/40	—	完了日の翌日から起算して90日以内 (完了日:取得した住宅への転居日、転入日又は登記の日のいずれか遅い日)	予算の範囲内	企画政策課	0279-75-8837(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/4/1495.html
その他	助成	中之条町空家対策補助金	・解体工事費用	・おおむね5年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定された建築物	・35万円(ただし、町内業者施工の場合、70万円)	・対象費用の1/4(ただし、町内業者施工の場合、1/2)	—	工事着工前	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/10/1435.html
その他	助成	中之条町空家対策補助金	・リフォーム工事費用	(1)おおむね1年以上空家状態の建築物 (2)10年以上居住する。	・基本補助金 50万円(ただし、町内業者施工の場合、100万円) ・加算補助金 (1)子育て世帯加算 中学生以下の子ども1人につき10万円(最大4人まで) (2)若年層世帯加算 10万円	・対象費用の1/4(ただし、町内業者施工の場合、1/2)	—	工事着工前	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/10/1435.html

その他	助成	景観形成助成金	・景観形成重点地域内における建築物の新築、増改築、修繕、外観の模様替え又は色彩の変更に係る行為(良好な景観の形成に寄与すると認められるもの)	(1)中之条町に住居登録を行っていること (2)世帯全体が町税及び使用料等を完納していること (3)他の制度による住宅の改造、補修に係る助成金等の交付を同時に受けていないこと	・10万円	・工事金額の1/2	—	工事着工前	予算の範囲内	建設課	0279-75-8828(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/10/1437.html	
その他	助成	中之条町薪ストーブ等購入費補助金	・燃料として用意された木(枝を含む。)、木材、木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機の購入費用	(1)中之条町に住居登録を行い、そこに住まい、維持管理をおこなえる人 (2)世帯全員が町税及び使用料等を完納していること (3)間伐を推進し、森林環境整備の住民ボランティア活動に参加すること	・8万円(ただし、町内業者施工の場合、16万円)	・購入金額の1/4(ただし、町内業者の場合、1/2)	—	購入前	予算の範囲内	農林課	0279-75-8849(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/7/1482.html	
その他	助成	中之条町水道新設給水工事費補助金	住宅を新築する際に、近くに配水管が無い、費用の一部を補助	(1)中之条町内に住所を有し、かつ、日常生活を営んでいる者又はその予定者で、自ら生活用水として使用すること。 (2)給水工事の設計は、事前審査を受けていること。 (3)給水工事の完了後、当該給水工事費の全額を指定給水装置工事業者に支払っていること。 (5)世帯全体が町税及び使用料等を滞納していないこと。	20万円を控除した額の2分の1(上限30万円)	-	-	完了日の翌日から30日以内	予算の範囲内	企業課	0279-75-8831(直通)	https://www.town.nakanojo.gunma.jp/soshiki/11/1226.html	